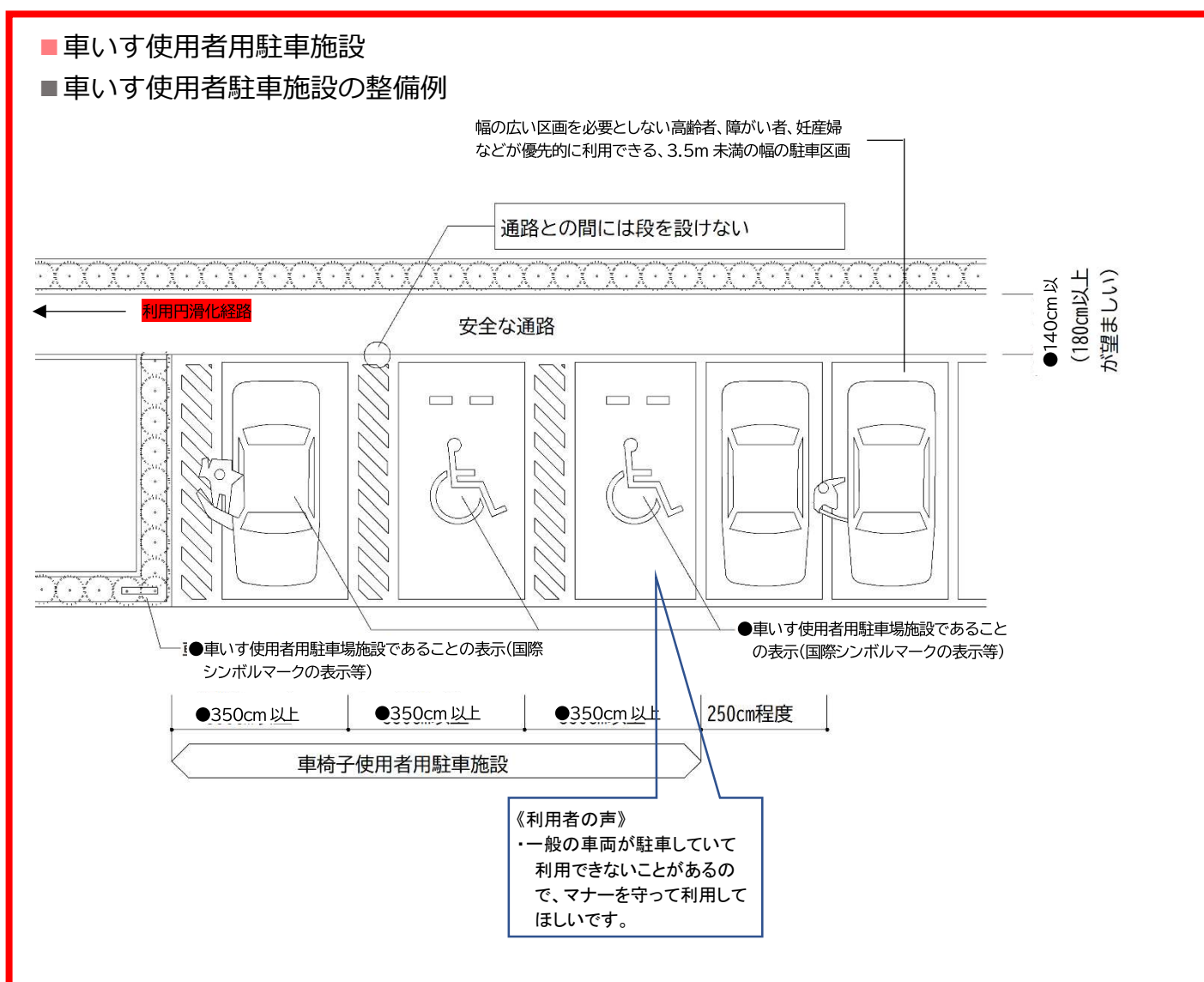


(9) 駐車場（規則別表 2 1 建築物の表 6 の項）

障がい者や高齢者等にとって、自動車は日常生活における外出手段の中でも最も便利なものである。したがって、どの建築物にも車いす使用者が利用できる駐車場を整備することが望ましい。

整備項目	整備基準	解 説	望ましい整備
(1) 車いす使用者用 駐車施設の設置	(1) 多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち 1 以上に、車いす使用者用駐車施設を 1 以上（全駐車施設数が 100 を超える場合は、施設総数の 1/100 以上）設けること。		<ul style="list-style-type: none"> 全駐車施設数 200 台以下の場合 ⇒ 全駐車台数 ×1/50 以上 全駐車施設数 200 台超過の場合 ⇒ 全駐車台数 ×1/100+2 以上
(2) 車いす使用者用 駐車施設の構造 幅・奥行き	<p>(2) (1)の車いす使用者用駐車施設は、次の構造とする。</p> <p>ア 幅は 350cm 以上、奥行きは 600cm 以上とすること。</p>	<p>「幅 350cm」とは、自動車のドアを全開にした状態で、車いすから自動車へ容易に乗降できる幅で、普通車用駐車スペース(210cm)に車いすが転回でき、介護者が横に付き添えるスペース(140cm)を見込んだものである。</p> <p>「奥行き 600cm」とは、通常の駐車スペースの奥行き(500cm)に若干の余裕を見込んだものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)以外に、幅の広い区画を必要としない高齢者、障がい者、妊産婦などが優先的に利用できる、3.5m 未満の幅の駐車区画を施設の出入口近くに設ける。
表示	<p>イ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該駐車施設が車いす使用者用駐車施設である旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示すること。ただし、共同住宅に設ける駐車施設を除く。</p>	<p>他者の不適正利用を防止するため、車いす使用者用駐車施設と一般用駐車場とを区別するためのものである。</p> <p>表示の取扱いを以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 表示は（境界）枠線、シンボルマークで構成されるものとする。 塗装は青色の地に白色の枠線・シンボルマークが望ましいが、単に白色の枠線・シンボルマークでも可とする。 斜線で示される乗降位置の表示は任意とする。 <p>（車いす使用者専用駐車施設の区分が示されていることを前提として）床面の素材は問わないものとする。</p> <p>なお、共同住宅について整備を免除しているのは、共同住宅の駐車場は主に入居者のものであり、表示がなくても車いす使用者用駐車施設が判別できるという考えからである。</p>	

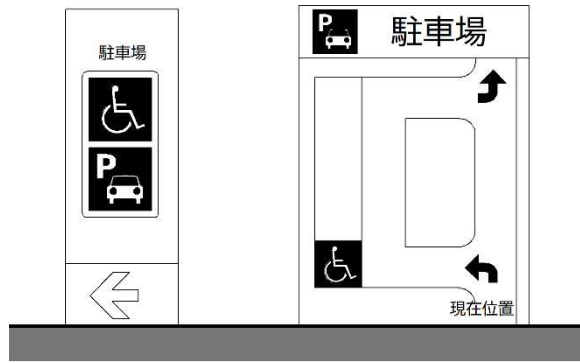
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
位置	ウ 利用円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	積雪等への配慮とは、屋根・ひさし又はロードヒーティングなどの消融雪装置を設けることである。	・立体駐車場や地下駐車場では、エレベーター付近に設置する。
(3)誘導表示	(3) 車いす使用者用駐車施設を設ける場合（共同住宅に設ける場合を除く。）には、道路から駐車場へ通ずる出入口付近に車いす使用者用駐車施設がある旨を積雪等に配慮して見やすい方法により表示し、かつ、道路から駐車場へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路について誘導のための表示を行うこと。	共同住宅について整備を免除しているのは、共同住宅の駐車場は主に入居者のものであり、誘導がなくても車いす使用車用駐車施設まで到達できるという考えからである。	



■ 車いす使用者用駐車施設の標識の例



■ 駐車場の案内標識の例



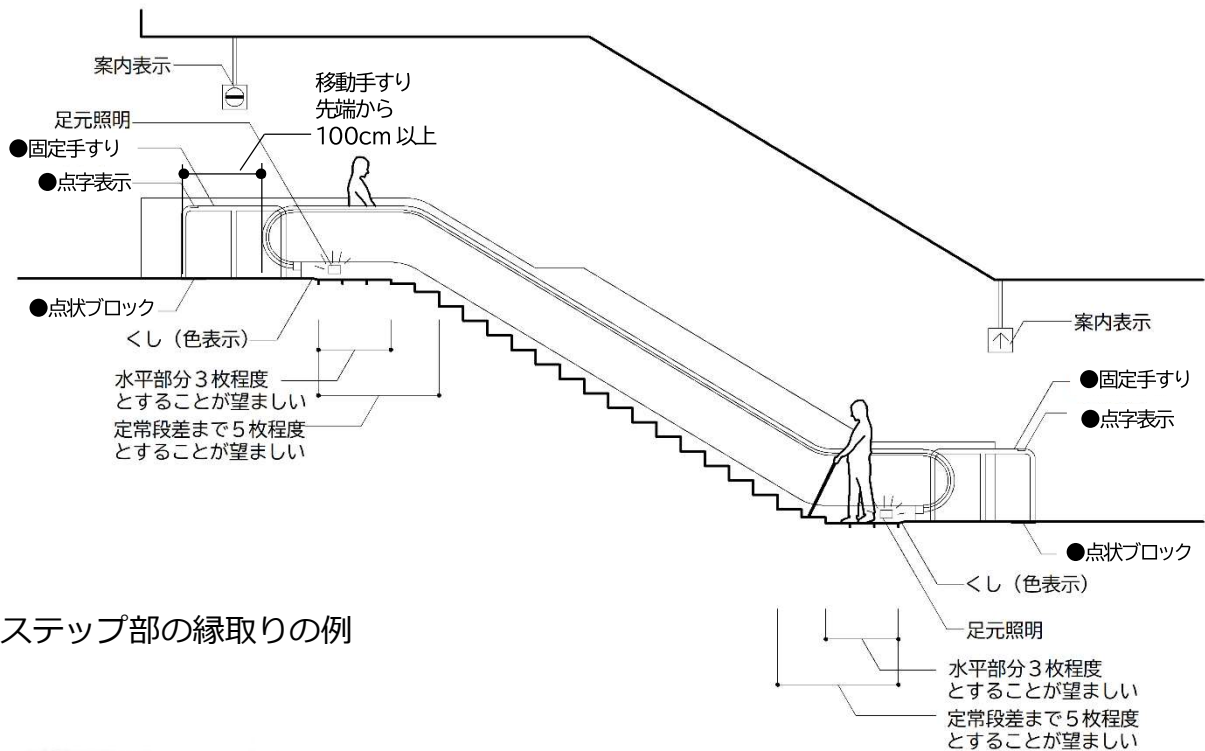
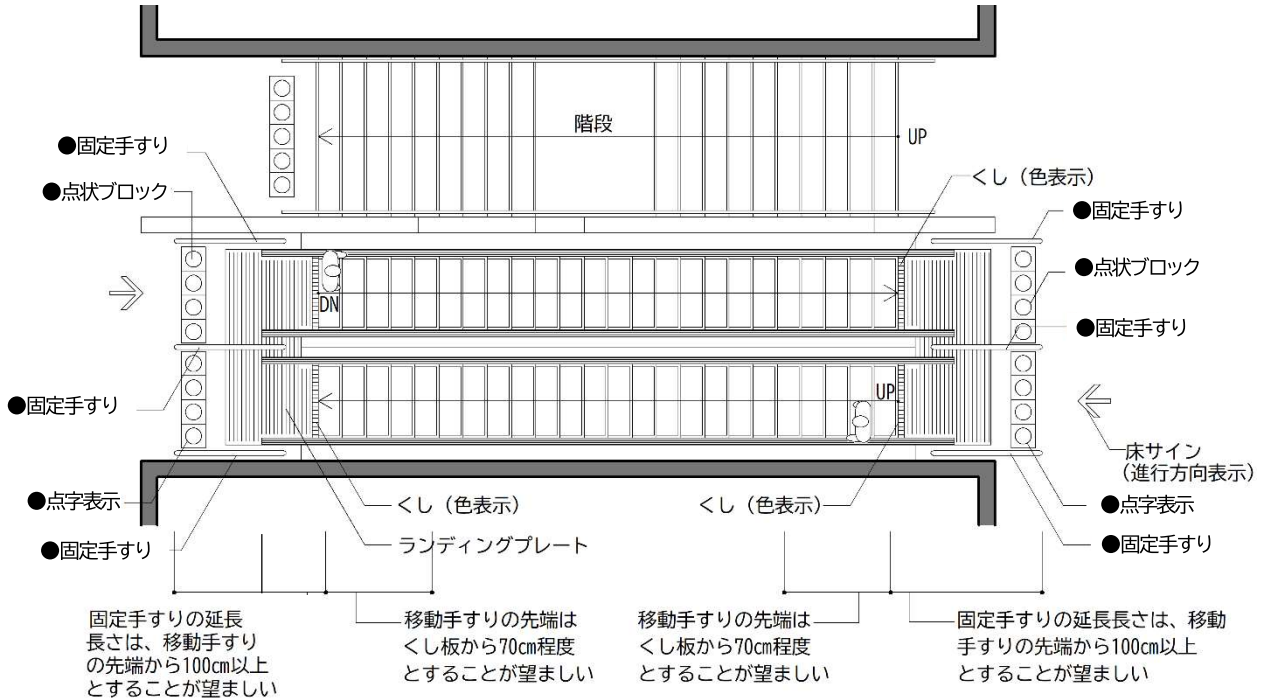
(10)エスカレーター（規則別表 2 1 建築物の表 9 の項）

エスカレーターは大量に人が垂直移動するのに有効な手段であり、特に高齢者や歩行困難者にとっては便利な設備である。しかし、転倒時等には大きな事故となる危険もあるため、誰でも安全に利用できるように配慮が必要である。

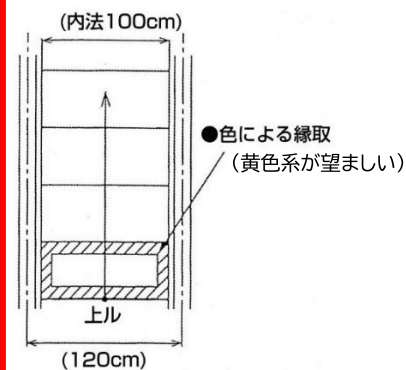
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
乗降口での手すりの設置	<p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用するエスカレーターを設ける場合には、次の構造とする。</p> <p>ア 乗降口部分の移動手すりは水平部分を 120cm 以上とし、これと連続する固定手すりを設けること。</p>	<p>歩行困難者の場合、移動手すりの動きに足がついていけずに転倒することがあるので、乗降口には移動手すりの先端から長さ 100cm 以上の固定手すりを移動手すりに連続して設ける。</p> <p>固定手すりの高さは、80～110cm で、ハンドレールの高さに合わせる。</p> <p>固定手すりの取り付け位置については、移動手すりとの間が狭いと、人や物が巻き込まれる危険性があるため、十分に検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 乗降口に隣接したステップの水平部分は、3 枚以上とする。
表面の仕上げ	<p>イ 踏み段及びくし板の表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p>		
縁の表示	<p>ウ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差を大きくする等、段を容易に識別できるものとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 縁の色は黄色系でわかりやすく表示する。
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p>エ 不特定多数の者が利用し、又は主に視覚障がい者が利用するエスカレーターには、乗降口に視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、かつ、アの固定手すりに誘導等のための点字表示を行うこと。</p>	<p>点状ブロックにより、エスカレーターの存在を警告する。</p> <p>点字により、エスカレーターの昇降方向を表示する必要がある。</p>	
その他		<p>乗降口の下元に照明を配置する等、乗り口、降り口をわかりやすくする。</p> <p>エスカレーターの付近では、エスカレーターがあることを案内表示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ステップの幅は 100cm 程度とする。 常段差までのステップは 5 枚程度とする。 昇り下り両方向のエスカレーターを設置する。

■ エスカレーターの整備

■ エスカレーターの整備例



■ ステップ部の縁取りの例



■ エスカレーターの案内表示

(日本産業規格 JIS Z 8210)



エスカレーター
Escalator



上りエスカレーター
Escalator, up



下りエスカレーター
Escalator, down

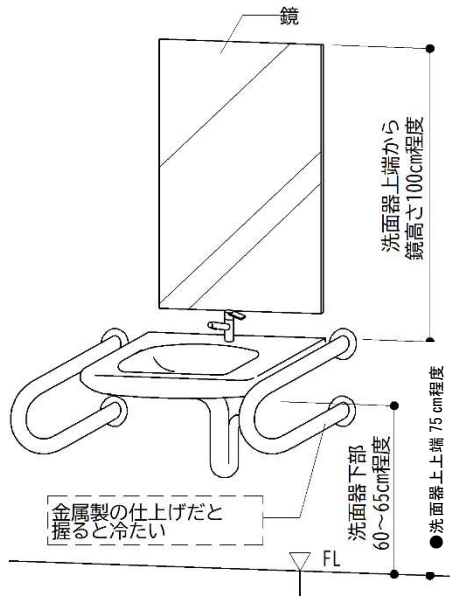
(11)洗面所（規則別表 2 1 建築物の表 10 の項）

洗面所は、手を洗うだけでなく、身つくりもするところであり、車いす使用者だけでなく、誰でも気軽に利用できるよう配慮する必要がある。

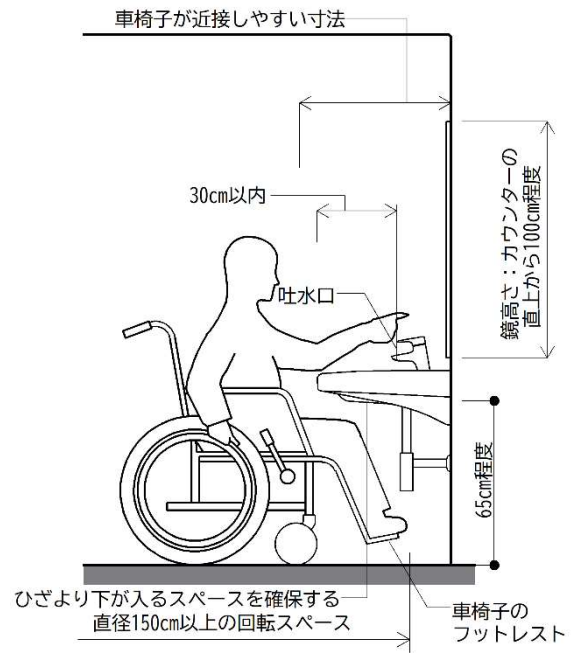
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
床面の構造	<p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する洗面所（客室に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち 1 以上を次の構造とする。</p> <p>ア 段を設けないこと。</p> <p>イ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保すること。
洗面器の高さ	<p>ウ 車いす使用者が円滑に利用できる高さの洗面器及び鏡を 1 以上設けること。</p>	<p>高さは 75cm 程度とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鏡は洗面器にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から 100cm 以上の高さとする。 洗面器の下部に高さ 65cm、奥行き 55cm 程度の空間を設ける。
水栓器具の配慮	<p>エ 男女の別があるときはそれぞれ洗面器の 1 以上には、両側手すりを設け、かつ、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を 1 以上設けること。</p>	<p>手すりは両側手すりとする。</p> <p>水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。</p> <p>ウとエは、必ずしも同じ場所でなくともよい。</p> <p>洗面器の手すりと便房の手すりは、洗面器と便房が隣り合い、かつ、適度な距離が確保されている場合に兼用することも可とする。</p>	
その他			<ul style="list-style-type: none"> コンセント等の位置は、車いす使用者等の利用に配慮する。 洗面器は、車いすから便器へ前方・側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。 便座に腰掛けた状態で手を洗いたい場合もあるため、便座から手が届く位置に小型手洗い器を設ける。

■ 洗面所の整備例

■ 手すりを設置した洗面器の例



■ 車いす使用者が利用しやすい洗面化粧台の例

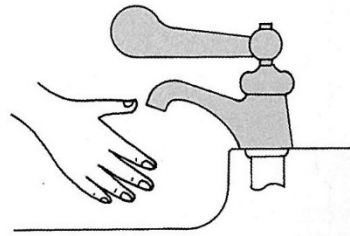


■ 水洗器具の例

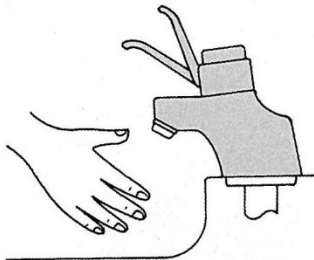
光感知式水洗（自動水栓）



レバー式立水栓



レバー式混合栓



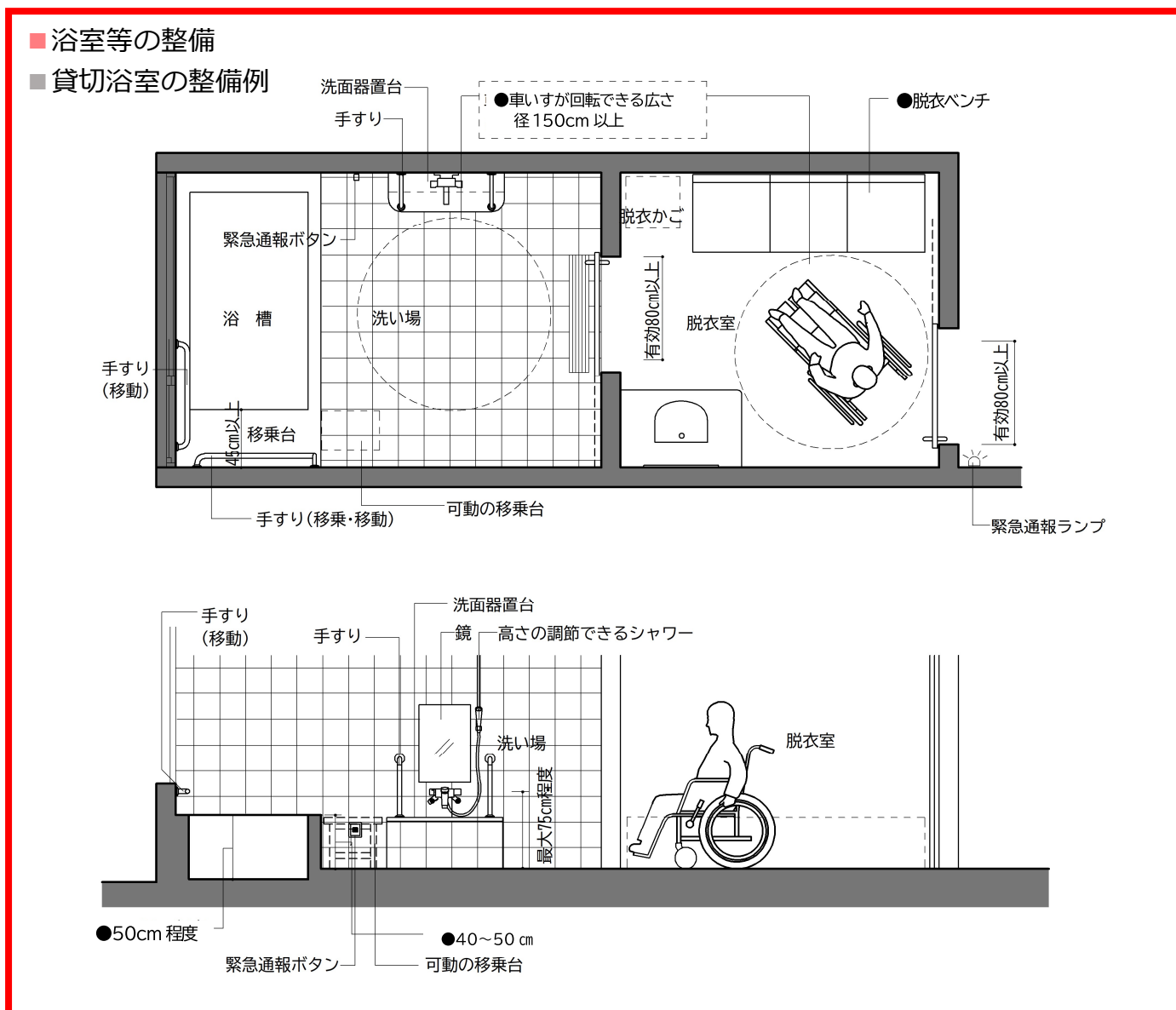
(12)浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室（以下「浴室等」という。）（規則別表2

1 建築物の表11の項）

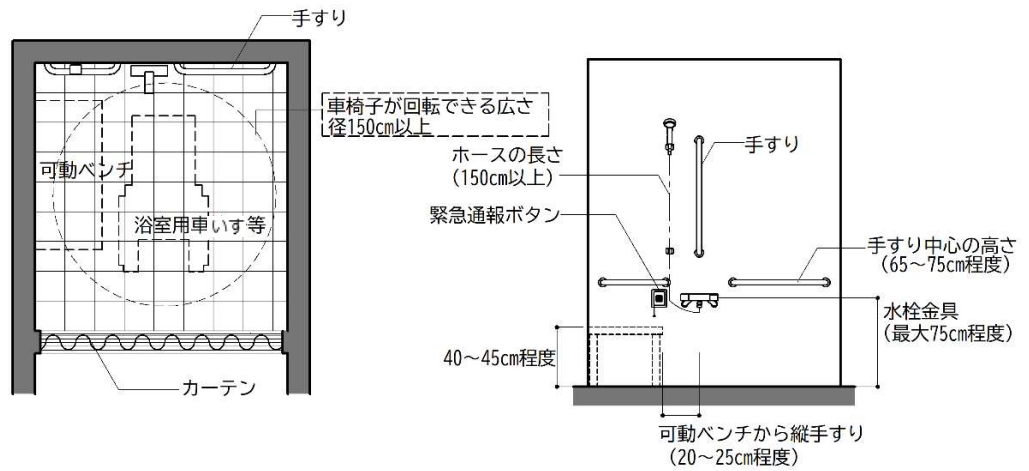
浴室は、障がい者、高齢者等にとって特に転倒の危険性が高い場所であるため、安全かつ円滑に利用できるように整備する必要がある。

整備項目	整備基準	解 説	望ましい整備
床面の形状、仕上げ	病院、ホテル等、老人ホーム・身体障がい者ホーム等、老人福祉センター等、運動施設、宿泊施設に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する浴室等（客室に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を次の構造とする。 ア 室内には、構造上やむを得ない場合を除き、階段又は段を設けないこと。 イ 床面は、粗面とし、又はぬれても滑りにくい材料で仕上げること。		
手すりの設置	ウ 必要に応じ、手すりを設けること。	水平及び垂直に取り付ける。 「必要に応じ」とは、以下を目的とする場合である。 ・出入口から洗い場まで誘導するため ・シャワー使用中の身体を支えるため ・浴槽への移乗台付近の出入りのため ・浴槽での立ち座りのため	
室内の空間	エ 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。	洗い場・浴槽までの通路及び洗い場には、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設ける。 出入口付近には、方向転回できる140cm角以上の水平なスペースを設ける。	
浴槽の高さ	オ 浴槽は、縁の高さ等を障がい者、高齢者等の安全な利用に配慮したものとする。	安全な利用に配慮した縁の高さを、50cm以下とする。	
いす等の設置	カ 浴室及びシャワー室にいすを設けること。	いすは、身体を洗う際に座位安定のため使用する。	
水栓器具	キ 浴室及びシャワー室には、障がい者、高齢者等が容易に操作できる水栓器具を1以上設けること。	水栓はレバータイプが使いやすい。	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水の区分は点字でも表示する。 ・シャワーはハンドシャワーとし、シャワーヘッド掛けを上下2カ所に設けるか、可動式とする。 ・安全のためやけど防止機能付き、あるいはサーモスタット制御のバルブがあること。

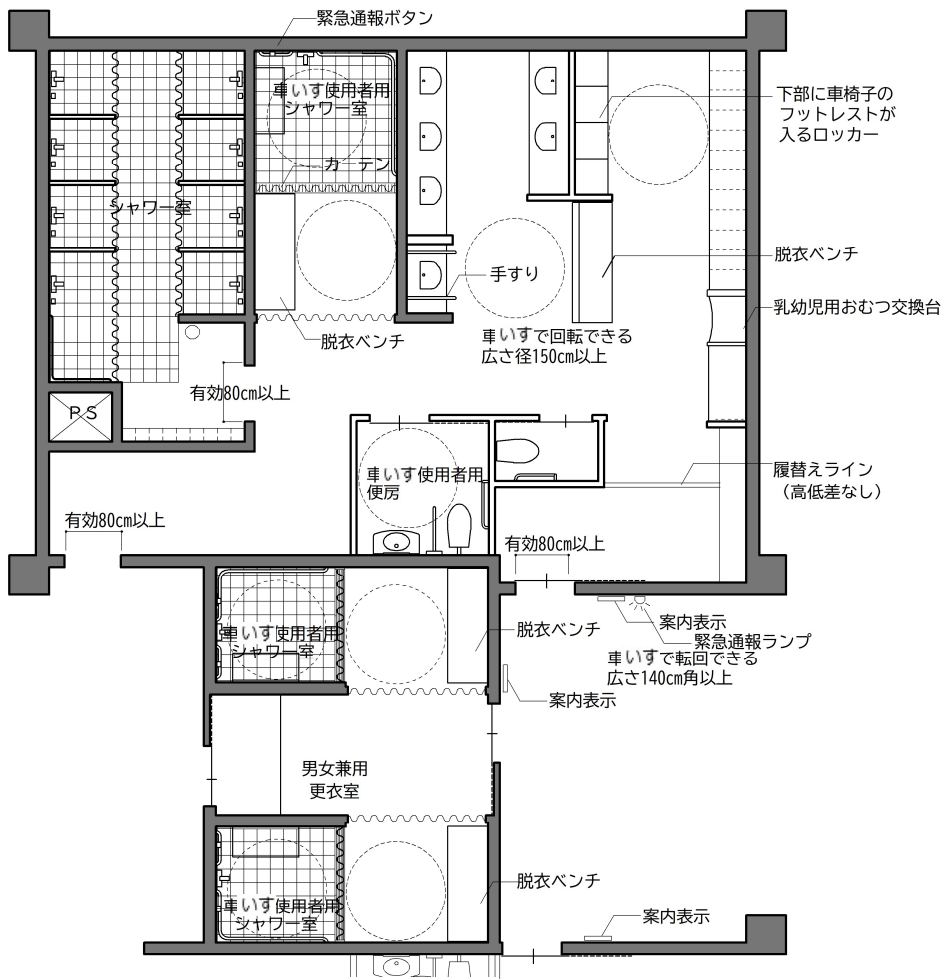
整備項目	整備基準	解 説	望ましい整備
脱衣ベンチの設置	ク 脱衣室及び更衣室には、車いす使用者が円滑に利用できる高さの脱衣用ベンチを1以上設けること。	脱衣ベンチとは、アクセシブルなベンチやベッドを指す。	<ul style="list-style-type: none"> 脱衣ベンチの高さは、車いすの座面と同程度の、床面からの高さ40~45cm程度とし、移乗台と連続して設置する。 更衣室は、男女別ともに異性による介助が可能な共用更衣室を設ける。 男女それぞれの更衣室に、多機能便所を用意する。 非常用ボタンを設置し、点字表示を併用する。 ロッカーの高さは、車いす使用者に配慮し、下部には車いすのフットサポートが入るスペースを確保する。 脱衣ロッカーは、補装具(義手・義足・杖など)を入れるため、大きめのものを設ける。
その他			



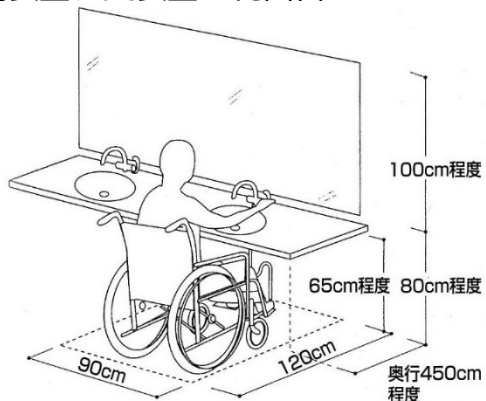
■ 車いす使用者用シャワー室の整備例



■ シャワー室、更衣室の例（公衆浴場、宿泊機能を有する建築物）



■ 脱衣室、更衣室の洗面台



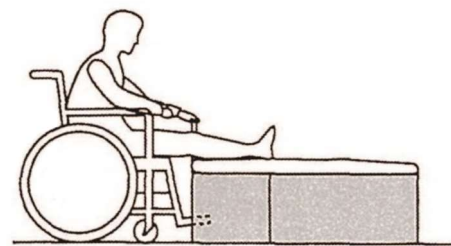
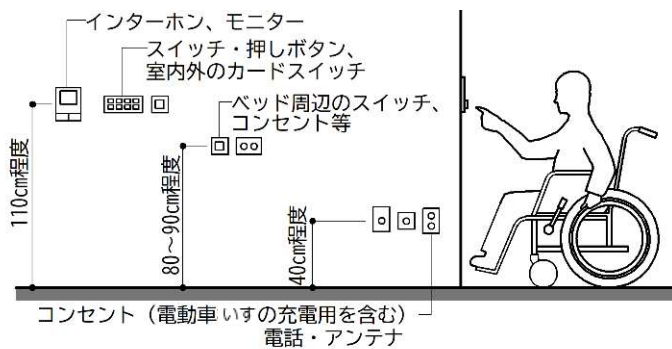
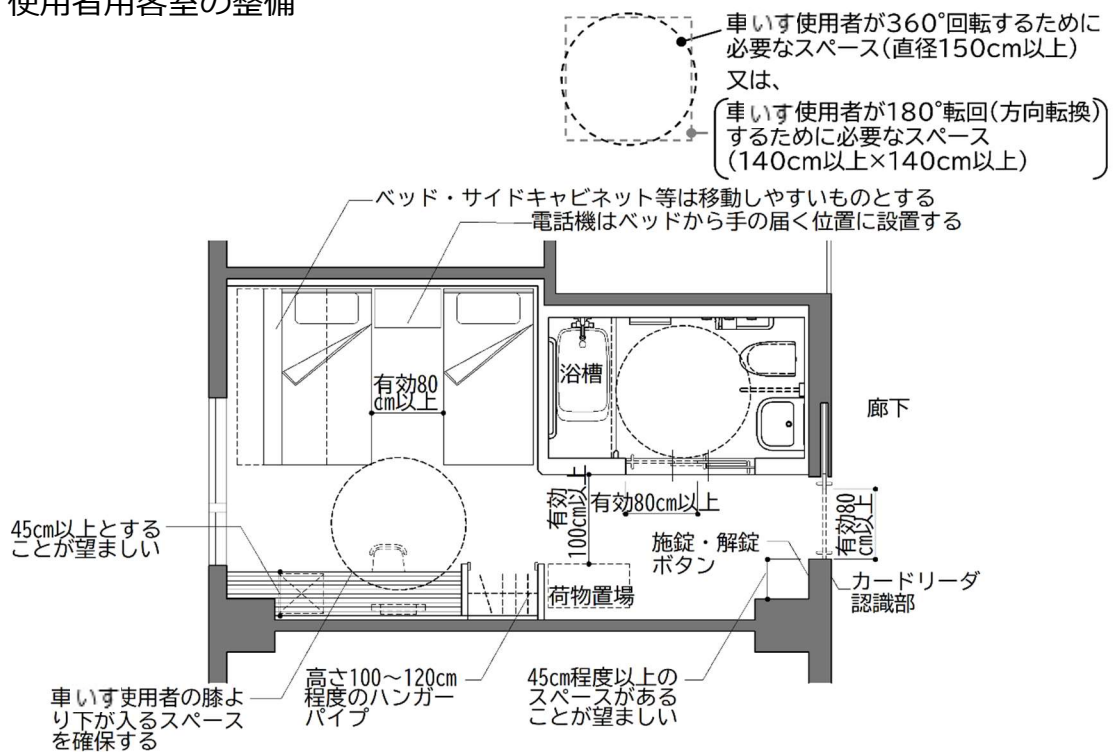
(13)客室（規則別表 2 1 建築物の表 1 2 の項）

宿泊機能をもつ施設においては、車いす使用者等の利用に配慮する。

整備項目	整備基準	解 説	望ましい整備
(1)客室の構造	(1) 宿泊施設（床面積の合計が2,000㎡未満のものを除く。）であって、客室の総数が50室以上のものに設ける客室のうち、当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、次に掲げるものでなければならない。		
室内の空間	ア 車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保され、かつ、ベッド、手すり等が適切に配置されていること。	客室内に直径150cm以上の円が内接できるスペース又は140cm以上×140cm以上のスペースを1以上設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・ベッドの高さは、車いす使用者にも使いやすい45～50cm程度とする。 ・ベッド片側の通路は最低80cm確保する。
出入口の構造	イ 出入口の幅は、内りを80cm以上とすること。 ウ 戸は障がい者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		<ul style="list-style-type: none"> ・床は滑りにくい仕上げとし、毛足の長いじゅうたんなどは避ける。 ・出入口の幅は、85cm以上とする。 ・高齢者や視覚障がい者がカードキーを円滑に利用するため、フロントでの使用方法の説明等に加え、開錠・施錠が音等でわかる等の工夫をする。
スイッチ類	エ スイッチ類は、車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。	車いす使用者が手の届く位置に設置すること。 通常のコンセント類は、床面から40cm程度、ベッド周辺のスイッチ、コンセント類は80～90cm程度、インターホン、モニターは110cm程度とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・照明はベッド上からでも操作できるよう配慮する。 ・スタンド/ランプのスイッチはわかりやすい場所にあり、細かい指の動きに支障があるなど巧緻障害のある人でも操作できる構造・作りであるとともに、操作方法やオン・オフの状態もわかりやすいものとする。
便所の構造	オ 便所はp94（「8便所」）(1)ウ及びエ、(2)アからキまでに定めるものとする。	洗面器の手すりと便房の手すりは、隣り合う場合に兼用することも可とする。	
洗面所の構造	カ 洗面所は、p102（「11洗面所」）アからエまでに定めるものとする。	水栓器具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。 吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30cm以内とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・鏡は洗面器上端部にできるだけ近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとする。 ・洗面器の下部に高さ65cm程度の空間を設ける。
浴室の構造	キ 浴室等は、次に掲げるものであること。 (ア)p104（「12浴室等」）イからクまでに定めるものとする。 (イ)段を設けないこと。		<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者用浴室では、浴槽深さ50cm程度とし、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。

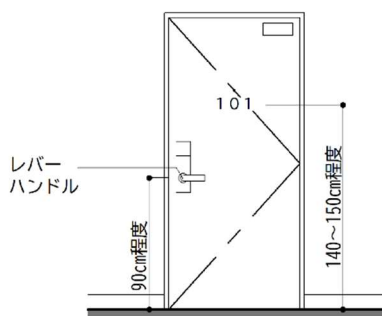
整備項目	整備基準	解 説	望ましい整備
聴覚障がい者及び視覚障がい者への配慮	<p>(ウ)施設を管理する者又はその従業員に通じる非常用の呼出装置を設けること。</p> <p>ク ファクス、点字付き電話機 その他聴覚障がい者及び視覚障がい者が円滑に利用できるよう配慮した設備を設けること。</p> <p>ケ 聴覚障がい者に配慮した非常警報装置を設けること。</p>	<p>電話機はベッドから手の届く位置に設置する。</p> <p>聴覚障がい者への配慮として、非常時連絡用のフラッシュライトなど聴覚障がい者用屋内信号装置、点滅灯・音量増幅装置付き電話機を設置する。</p> <p>室名表示は、文字の浮き彫りとするか点字を併記する等、視覚障がい者等の利用に配慮する。</p>	<p>・便房の戸に、ドアロックセンサーを設ける。</p>
(2)客室の位置	(2) (1)の客室は、非常時に避難しやすい場所に設けること。		

■ 車いす使用者用客室の整備



ベッドの高さを車いすの座面高さに合わせる(約45cm~50cm)のが望ましい。

■ 室名表示の例

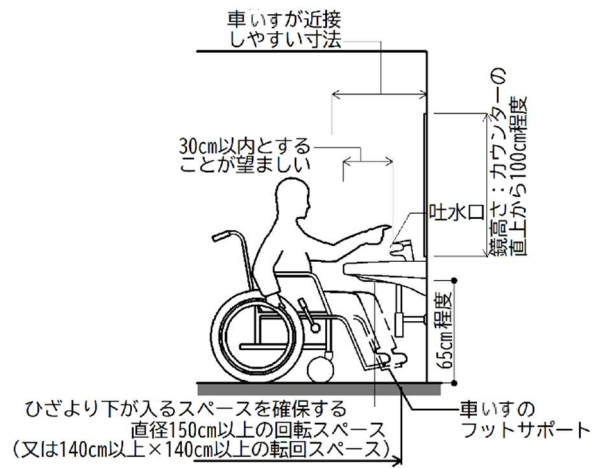


・数字と背景の色の組み合わせを工夫した、浮き文字による室番号表示

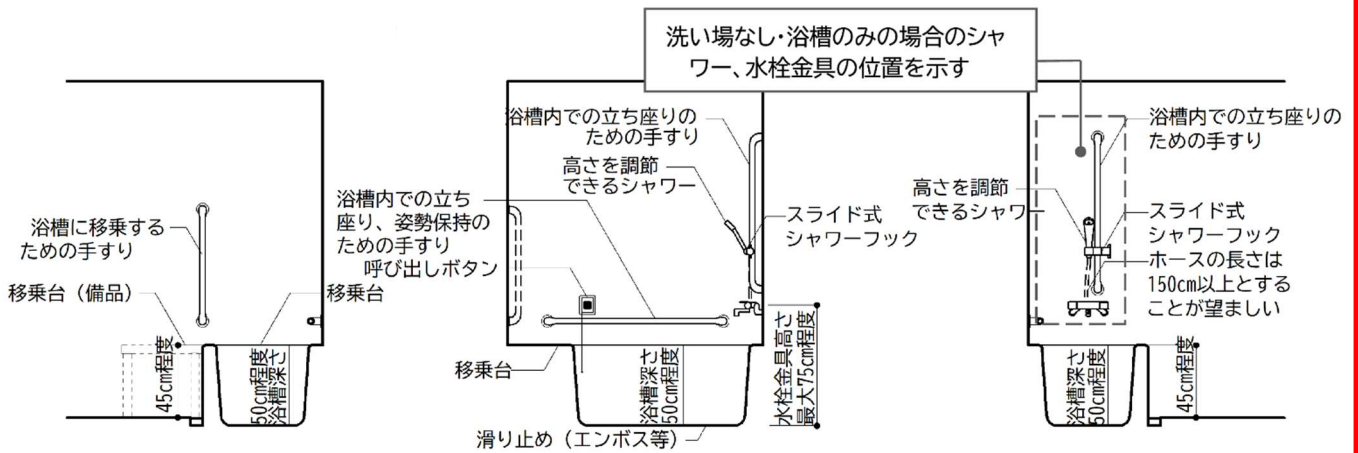


・レバーハンドルの近くに設けられた、浮き文字による室名表示

■洗面器等の例



■車いす使用者用浴室の例



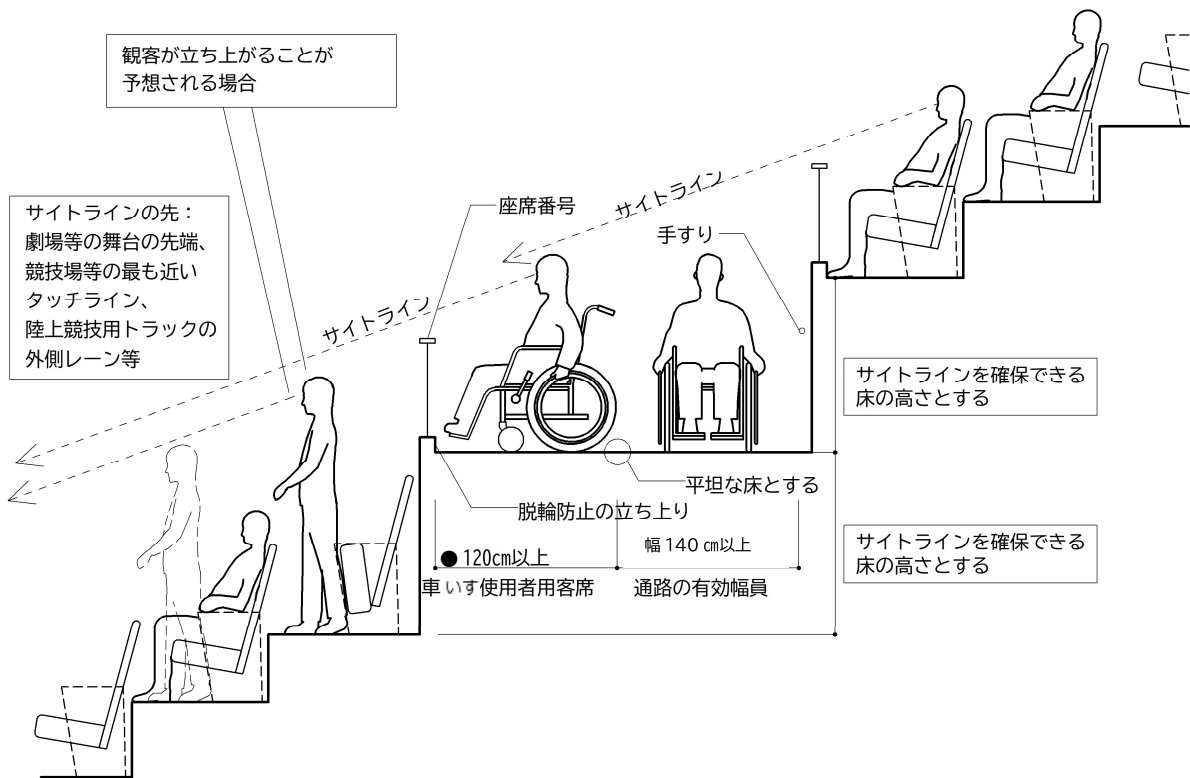
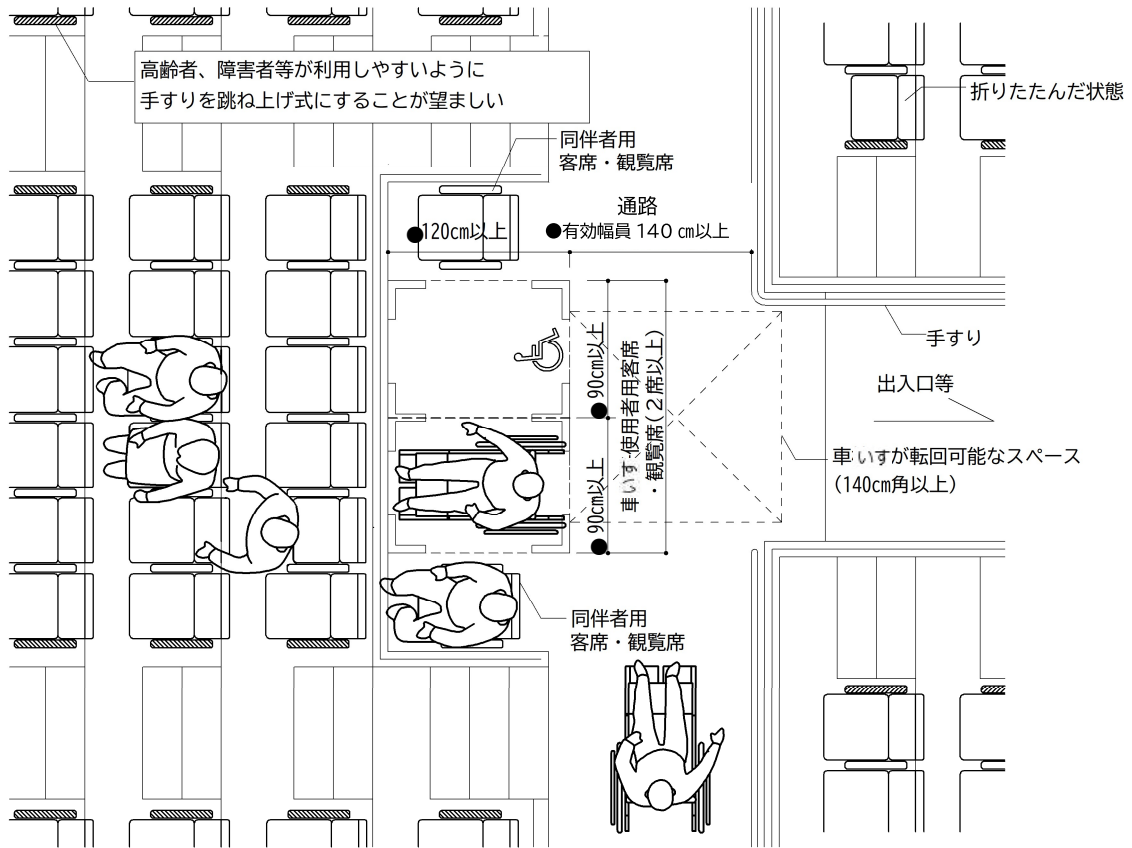
(14)観覧席及び客席（以下「観覧席等」という。）（規則別表2 1 建築物の表13の項）

出入口から容易に到達でき、かつ、観覧しやすい位置に車いす使用者が利用できる観覧スペースを確保する必要がある。

整備項目	整備基準	解 説	望ましい整備
(1)車いす使用者用席の設置	(1) 劇場・観覧場・映画館等、集会場・公会堂等、運動施設に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する観覧席等を設ける場合には、そのうち2以上（観覧席等の総数が200を超える場合は、総数の1/100以上）を、車いす使用者用の区画（車いす使用者用席）とすること。		・ 同伴者（介助者、家族、友人等）用の席は、車いす使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。
(2)車いす使用車用席の構造	(2) 車いす使用者用席は、次の構造とすること。 ア 床は水平とすること。 イ 幅は90cm以上、奥行きは120cm以上とすること。	奥行き120cmとは、電動車いすが収まる寸法である。	・ リクライニング式の車いす等の使用者に対応するため、奥行140cm以上とする。 ・ 車いす使用者用席の前面には、転落防止用の立ち上がりやストッパーなどを設ける。
(3)車いす使用車用席までの通路の構造	(3) 観覧席等のある室の出入口（利用円滑化経路を構成するもの）から車いす使用者用席までの通路は、次の構造とすること。 ア 幅は、内のりを140cm以上とすること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 階段又は段を設けないこと。 エ 傾斜路を設ける場合は、p86（「5 傾斜路」）の(Dカ及びキ、(2)イ及びウに定めるもの）とすること。	幅140cmとは、車いすが方向転換できる寸法である。	・ 客席・観覧席の通路から舞台への通路には段を設けない。 ・ 通用口や劇場内の通路等から楽屋・控室、舞台等に至る経路は、高齢者、障がい者等の円滑な移動等に配慮したものとすること。
通路の幅 表面の仕上げ 階段等の制限 傾斜路の構造			
(4)聴覚障がい者への配慮	(4) (1)の施設に不特定多数の者が利用する観覧席等を設ける場合には、補聴装置を1以上設け、補聴装置が設けられている旨を見やすい方法により表示すること。	聴覚障がい者が利用できるヒアリングループ（磁気ループ）システム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム等の集団補聴装置を設ける。	・ 舞台等に字幕を表示する設備を設ける。（例：電光掲示板、プロジェクターでスクリーン等に投影、前席背面の小型液晶画面設備等）

■ 観覧室等の整備

■ 観覧室等の整備例



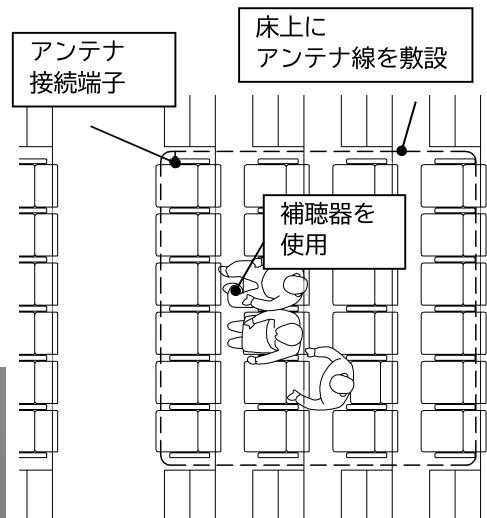
■ 補聴設備

■ 聴覚障がい者用磁気ループの例

磁器ループアンテナを床面に敷設（設置場所の状況に応じて敷設部分を覆う）し、そのエリア内において、磁器ループから発生する電磁波を、聴覚障がい者が装着している補聴器の誘導コイルで受信させることにより、劇場・公会堂などの観覧席で会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを取り出すことができる。



・観覧席の下部に設けられたヒアリングループ（磁気ループ）システムの補聴器用アンテナ線の接続端子



・ヒアリングループ（磁気ループ）システムのアンテナ線



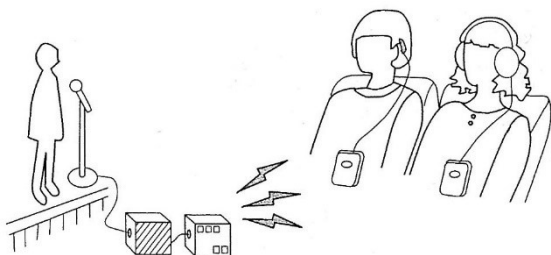
・貸出用の補聴器

・難聴者の補聴器に雑音の少ないクリアな音声を届けることができるヒアリングループ（磁気ループ）システム（写真と図は、床上に設置するタイプ）



・スタンドの複数のエリアに設けられたヒアリングループ（磁気ループ）システム（席のバリエーションを確保するため、縦通路に平行に配置されている（南北どちらかの大型映像が見える））と、そのピクトグラム

■ 赤外線システムの例



対象エリアに赤外線送出機を設置し、聴覚障がい者が装着した受信機に信号を受信させることにより、会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを直接聞き取ることができる。専用受信機は、ヘッドホンまたは補聴器と組み合わせて使用することができる。

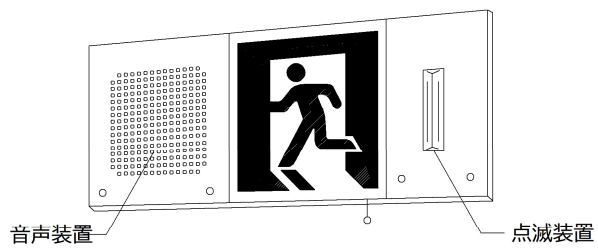
(15) 緊急避難設備

避難にかかわる設備については、機能や構造の面で配慮するとともに、避難経路は明確で最短の経路とすることが重要である。

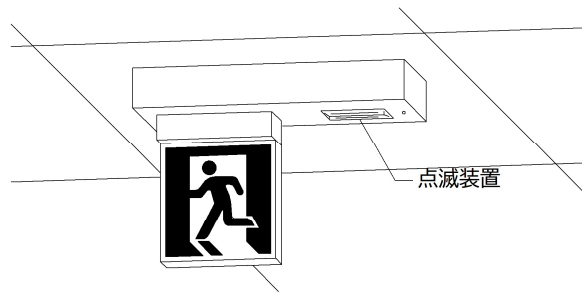
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
緊急避難設備の構造	宿泊施設（床面積の合計が3,000㎡未満のものを除く。）並びに老人ホーム・保育所等及び老人福祉センター・身体障害者福祉ホーム等に設ける緊急避難設備は、次の構造とする。		<ul style="list-style-type: none"> 緊急避難設備ではない公共的施設でも、非常警報装置は、光、文字、音声等の設備を併設し、火災報知と連動したものとする。
非常警報装置	<p>ア 非常警報装置は、光、文字、音声等の設備を併設し、火災報知と連動したものとすること。</p> <p>イ 一斉放送できる設備を設けること。</p>	事態の状況を文字により知らせる文字表示装置を設置する。	
その他			<ul style="list-style-type: none"> 非常口には段を設けない。 防火扉は開閉が容易なものとする。 避難路には点滅誘導灯と誘導音響装置が一体となった誘導灯を設置する。 非常時における避難、誘導案内などの説明は、視覚障がい者に配慮して点字や音声などによる案内を備えつける。

■ 緊急避難設備の整備

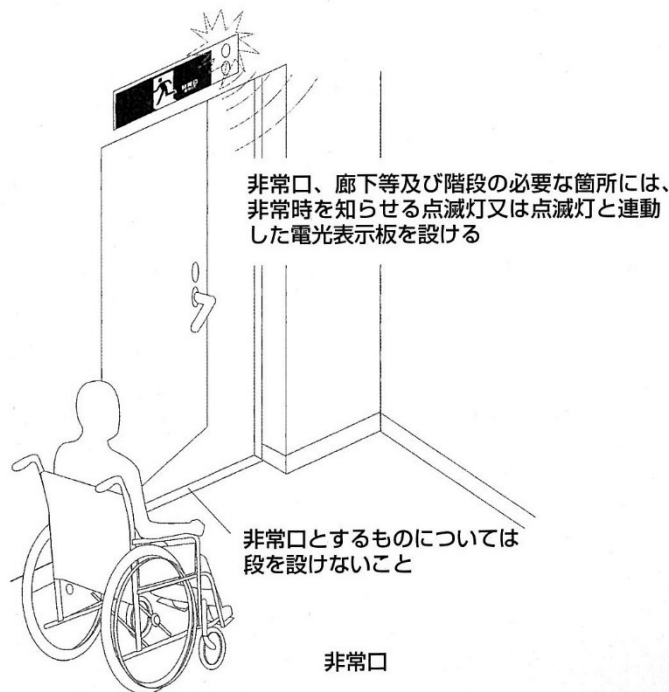
■ 点滅式誘導音付加誘導灯の例



■ 点滅型誘導灯（天井直付型）の例



■ 非常口の例



(16)造作・機器

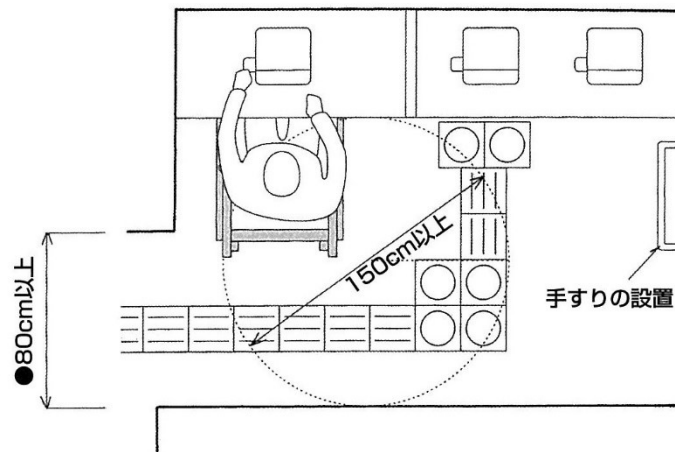
(16)-1 公衆電話（規則別表 2 1 建築物の表 1 4 の項）

公衆電話を設置する場合は、車いす使用者等が円滑に利用できるように台の高さ、スペースに配慮するとともに、聴覚障がい者のための音量増幅装置付電話機や公衆ファクスを設けるなど、障がい者、高齢者等の利用に配慮する。

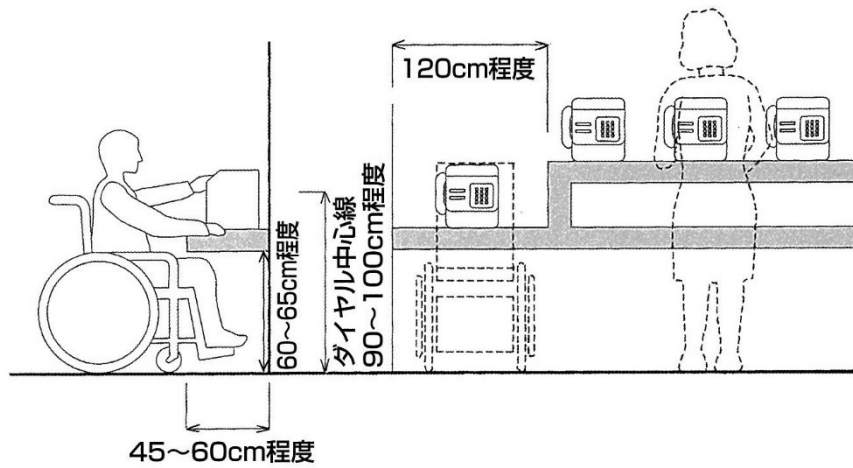
整備項目	整備基準	解 説	望ましい整備
出入口の確保	公衆電話を設ける場合には、そのうち 1 以上を次の構造とする。	内のり 80cm は、車いすが通過できる寸法である。	
戸の仕様	ア 出入口を設ける場合には、幅は内のりを 80cm 以上とすること。		
段差の解消	イ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。	車いす使用者が利用する電話台の高さは下端:60~65cm 程度、上端:70cm 程度、奥行き 45cm 程度とし、下部には車いすのフットサポートが入るようにスペースを設ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすでアクセスできる公衆電話の位置を、国際的に認められているシンボルで明確に示す。
車いす使用者への配慮	ウ 出入口を設ける場合には、階段又は段を設けないこと。		
	エ 電話台は、車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。	車いす使用者が硬貨投入口に手が届き、楽な姿勢で操作できるように、受話器及び電話ダイヤル又はプッシュボタンの中心位置の高さを 90~100cm 程度とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭投入口等は、点字表示を設ける。 ・杖使用者などの利用を考慮し、身体を支える手すり又は壁面を電話台の両側に設置する。
聴覚障がい者、視覚障がい者への配慮 その他	オ 難聴者及び視覚障がい者が円滑に利用できる電話機を設けること。		

■ 公衆電話所の整備

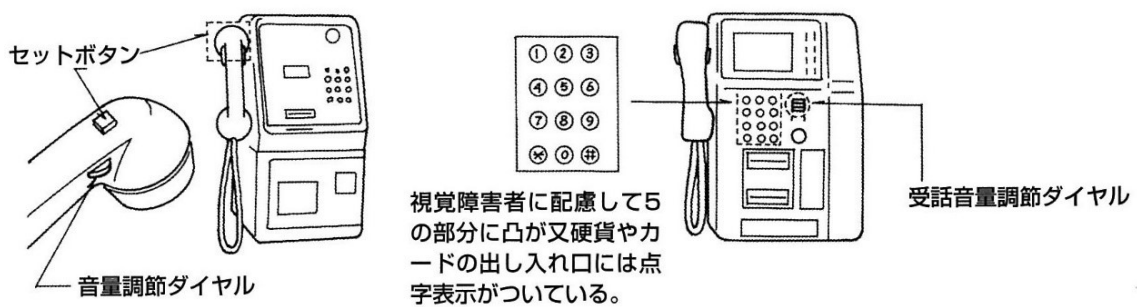
■ 電話台の設置例



■ 電話台等の基本寸法例



■ 電話の仕様例

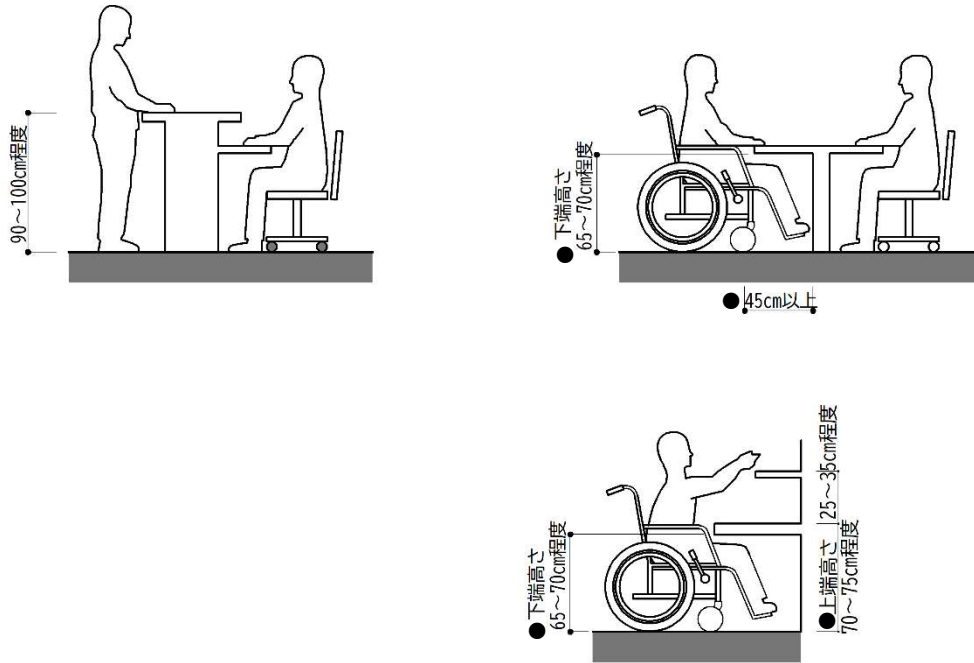


(16)-2 カウンター及び記載台（規則別表 2 1 建築物の表 1 5 の項）

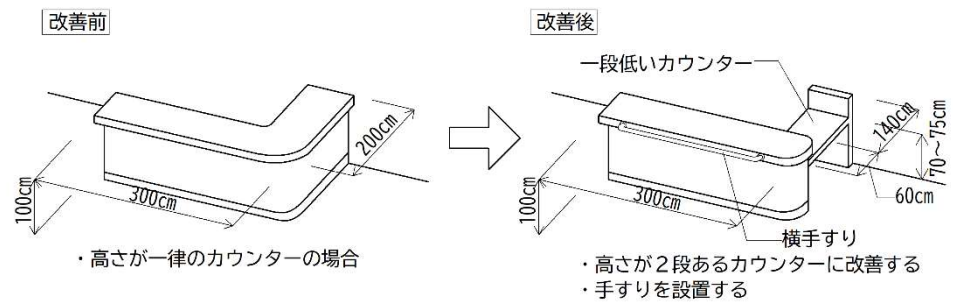
カウンター、記載台を設置する場合は、車いす使用者が円滑に利用できるように高さ、下部の空間など、障がい者、高齢者等の利用に配慮する。

整備項目	整備基準	解 説	望ましい整備
カウンター等の構造	<p>カウンター及び記載台を設ける場合は、そのうち 1 以上は、車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保する。</p>	<p>カウンターは、受付、窓口などで物品の受け渡し、筆記、対話等に使用する台を指し、立位で使用するハイカウンターと、高齢者、障がい者等が利用するローカウンターがある。</p> <p>ハイカウンターは、高齢者や障がい者等が使用しやすい形状や設置位置とする。</p> <p>ローカウンターは、下端高さは 65～70cm 程度、上端の高さは 70～75cm 程度、奥行き 45cm 以上とし、下部には車いすのフットサポートが入るようにスペースを設ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立位で使用するハイカウンターは、身体を支えとなるように台を固定する。 ・ハイカウンターは、杖や傘を立てかけることができるくぼみ、又は杖ホルダー等の備品を設ける。 ・車いす使用者が近接できるように、受付カウンター等の前面に車いす使用者が回転できるスペース（直径 150cm 程度）を確保する。

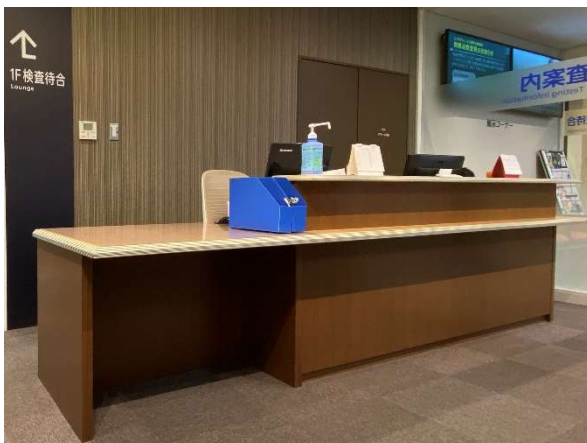
■ カウンター及び記載台の基本寸法



■ 改善例



■ 設計例



- ・立位のカウンターの横に設けられた、ローカウンター（医療施設の受付）



- ・立位のカウンターの横に設けられた、いすに座って利用できるローカウンター（薬局の会計）
- ・ハイカウンターには杖を立てかけるくぼみが設けられている。



(16)-3 案内表示 (規則別表 2 1 建築物の表 1 6 の項)

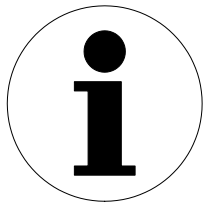
障がい者や高齢者が目的の場所に到達できるように、特性に応じた表示・誘導を適切に行う。

整備項目	整備基準	解 説	望ましい整備
<p>(1)案内表示の構造</p> <p>障がい者、高齢者等への配慮</p>	<p>(1) 施設の案内を行う案内表示を設ける場合は、次の構造とする。</p> <p>ア 高さ及び文字の大きさ等表示内容に配慮し、障がい者、高齢者等が円滑に利用できるものとする。</p>	<p>エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する表示板(標識)を設ける。</p> <p>建築物又はその敷地内には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関付近には、見やすい位置に案内板を設置する。 ・ 案内板等は、各フロアに設けること。 ・ 車いす使用者に配慮し、案内表示板の高さは100～150cm程度とし、車いす使用者用便房や、車いす使用者用席の位置等の表示は「国際シンボルマーク」を併用するとともに、出入口付近の分かりやすい場所及び要所に設置する。 ・ 弱視者、高齢者等に配慮し、大きく太い書体や分かりやすいデザインとし、地板の色とのコントラストをつけるなど識別しやすいものとする。 ・ 掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ目線の低い車いす使用者にも見やすい高さとする。
<p>視覚障がい者への配慮</p>	<p>イ 必要に応じ、点字表示又は音声案内等、視覚障がい者を案内する装置を設けること。</p>	<p>案内する装置には、触知図等がある。</p> <p>(「触知図」とは、表面に凹凸があり、視覚障害者が指先で触れて形などを確かめることのできる図のこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の主な部屋の出入口には、廊下の手すり及び戸の取っ手側壁面の高さ140cm程度の位置に、室名などを点字で表示する。 ・ 駅や庁舎など主要な施設の出入口に音声案内を設置する。 ・ 掲出高さは、弱視者が接近して読むことができる位置、見やすい高さとする。
<p>案内記号</p> <p>設置位置</p>	<p>ウ 案内用図記号を使用する場合は、できる限り日本産業規格の標準案内用図記号を使用すること。</p> <p>エ 敷地内の通路に設ける場合には、積雪等に配慮した高さとする。</p>		
<p>(2)視覚障がい者、聴覚障がい者への配慮</p>	<p>(2) 利用者に対する呼出しを行う案内設備を設ける場合には、音声及び文字により呼出しを行うものとする。</p>		

■案内用図記号

■JIS Z 8210 (2002) 案内用図記号

・案内 Information



・スロープ Slope



・階段 Stairs



・カームダウン・クールダウン
Calm down, cool down

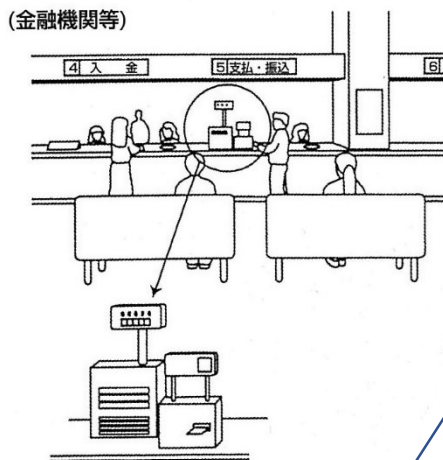


周りから独立して、気持ちを落ち着かせることができる小空間を表示。

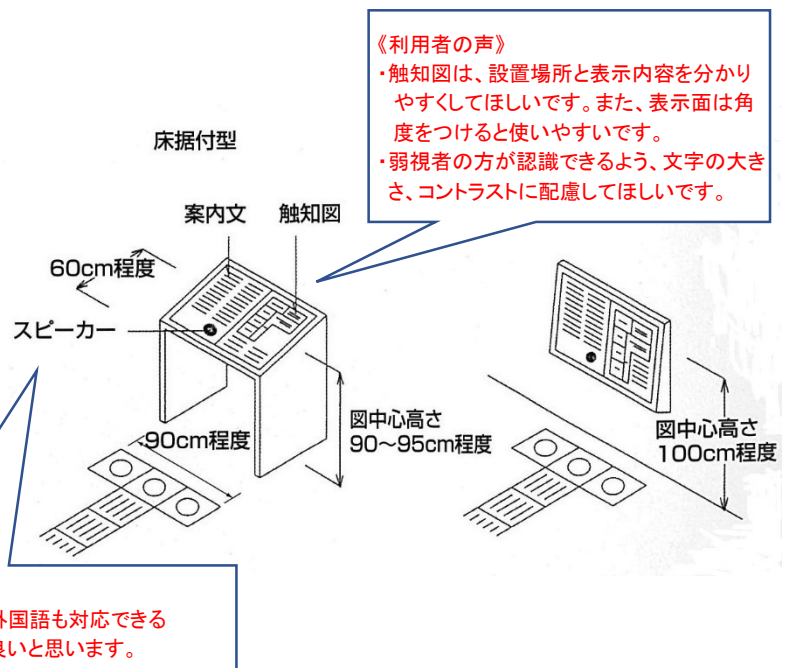
・ベビーカー Prams/Strollers



■電光表示による呼出しカウンターの例



■音声付き触知図案内板



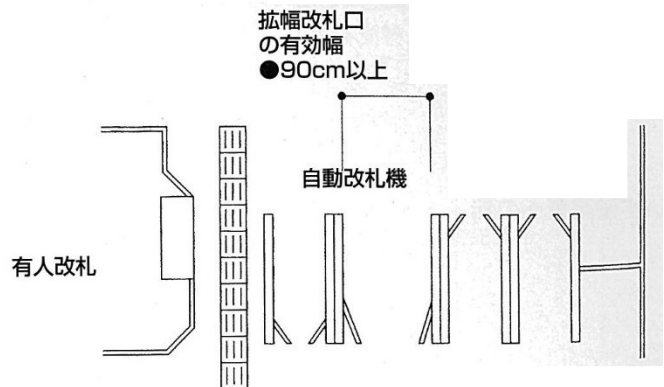
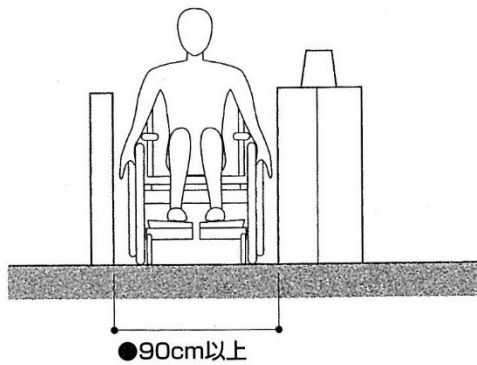
(16)-4 改札口及びレジ通路 (規則別表 2 1 建築物の表 1 7 の項)

車いす使用者が支障なく通過でき、視覚障がい者が円滑に利用できる構造とする。

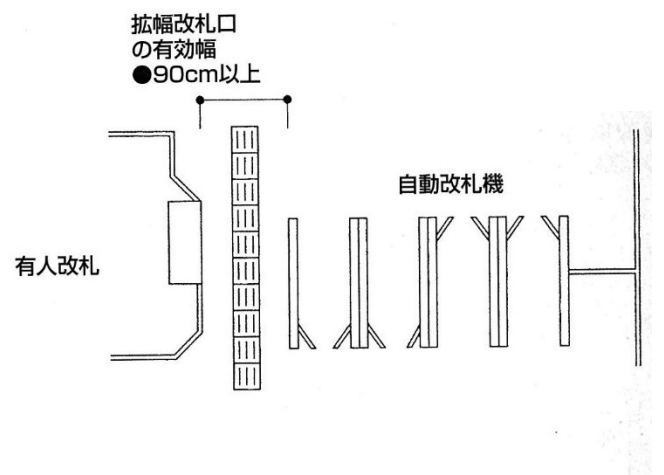
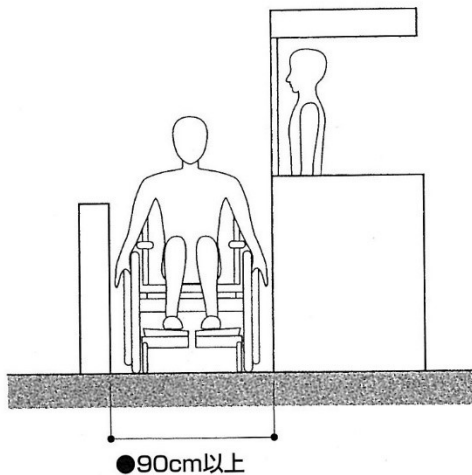
整備項目	整備基準	解説	望ましい整備
幅の確保	改札口及びレジ通路を設ける場合には、そのうち 1 以上を次の構造とする。 ア 幅は、内りを 90cm 以上とすること。	物販店舗の売場の通路及びレジ前の通路もこれに準じる。 内り 90cm は、車いすが通過しやすい寸法である。 ただし、主要な経路上の通路では商品棚間の有効幅員は 120cm とする。	
段差の解消 床面の仕上げ	イ 段を設けないこと。 ウ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設 その他	エ 必要に応じ、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。		売場の通路の棚について、上の段などが分かりやすく、陳列したものに手が届きやすい高さを確保する。

■ 改札口等の整備

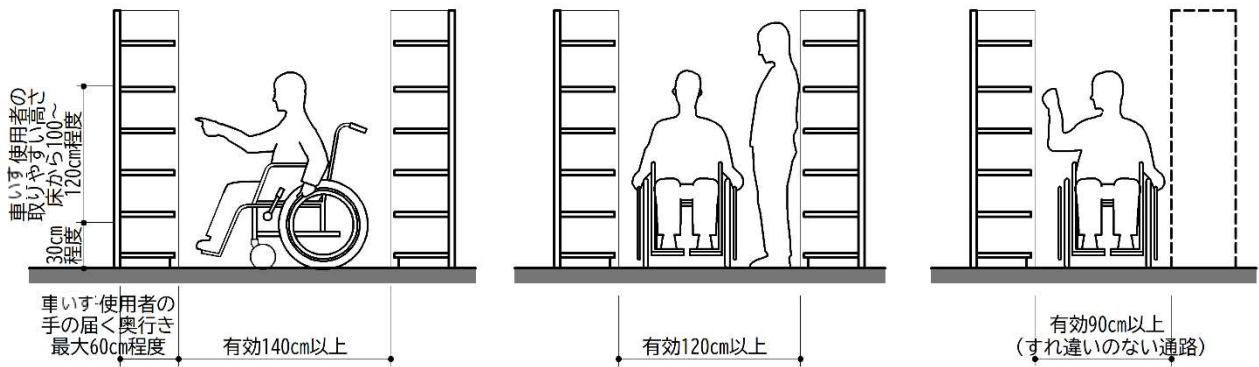
■ 自動改札の例



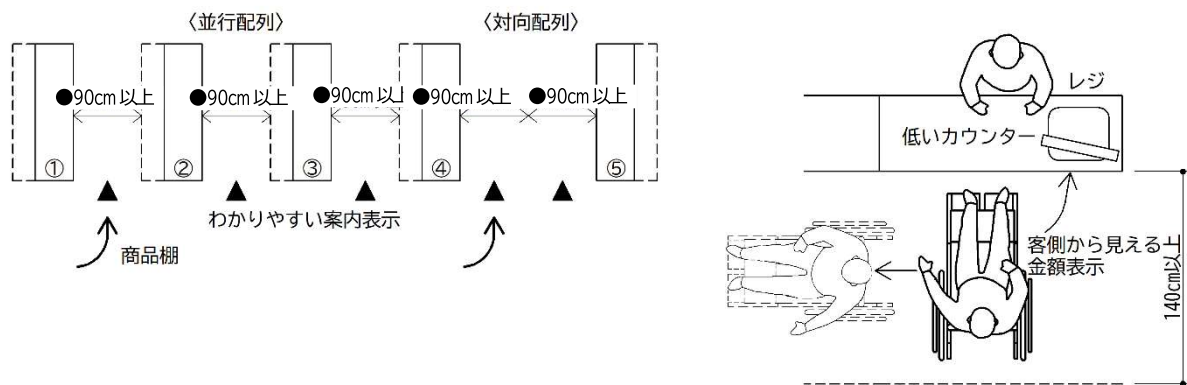
■ 有人改札の例



■ 物販店舗の売場通路の例



■ 物販店舗のレジ前の通路の例



・スーパーマーケットの通路
(有効幅員120cm)



・レジカウンター (対面配列)
(有効幅員90cm×2=180cm)

(16)-5 券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機（以下、「券売機等」という。）

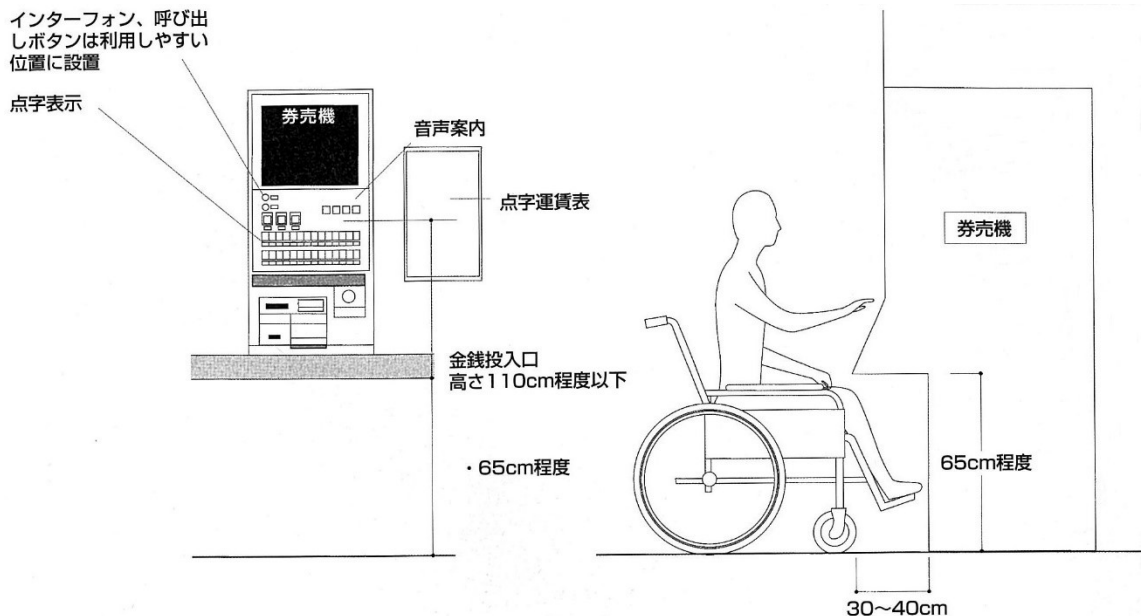
(規則別表 2 1 建築物の表 1 8 の項)

車いす使用者や視覚障がい者等が円滑に利用できる構造とする。

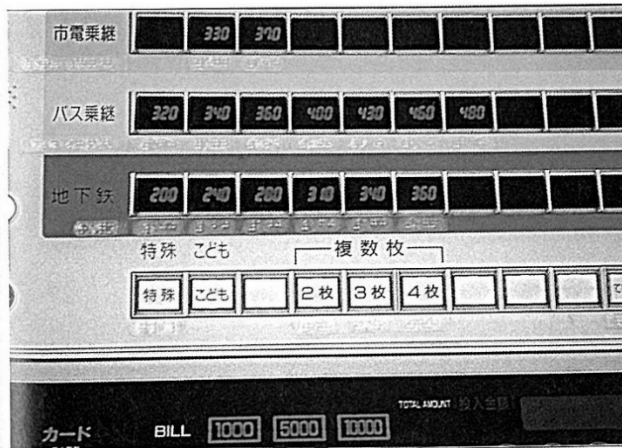
整備項目	整備基準	解 説	望ましい整備
(1)券売機等の構造 設置場所 車いす使用者への配慮 券売機等の操作	<p>(1) 売機等を設ける場合には、そのうち 1 以上を次の構造とする。</p> <p>ア 障がい者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、その下部に十分な空間を確保すること。 ただし、券売機等の構造上、空間の確保が困難なものにあつては、この限りではない。</p> <p>ウ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、障がい者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>	<p>ジュース等飲料自動販売機も対象とする。</p> <p>点字表示された機種は改札口にできるだけ近い位置に設け、他の利用者との導線が交差しなないようにする。</p> <p>自動販売機スペースの通路は、車いす使用者の通行に配慮した幅とする。</p> <p>車いす使用者が利用する金銭投入口、運賃ボタン、キップ出入口等の高さは 130cm 以下とし、車いすが接近しやすいようにカウンター下部にスペースを設ける。</p> <p>飲料等の自動販売機では、車いす使用者が使いやすい高さにボタン、紙幣投入口、コイン投入口、おつり返却口を設ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭投入口は、高さ 100～120cm 程度とする。 ・視覚障がい者が利用しやすいように金銭投入口、運賃ボタン等を点字で表示し、音声案内装置を併設する。 ・料金等を点字表示する。 ・現金自動預入・支払機等の操作部は、視覚障がい者の利用に配慮し、タッチ式以外のものとする。
(2)視覚障がい者への配慮	<p>(2) 視覚障がい者が円滑に利用できる措置を講じた券売機等を設ける場合には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>	<p>視覚障害者誘導用ブロックと券売機カウンターの間隔は 30cm 程度とする。</p>	

■ 券売機等の参考例

■ 券売機の設置例

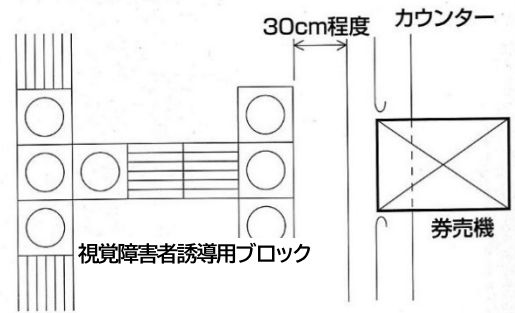


■ 券売機



点字表示がなされている券売機の例
(地下鉄宮の沢駅)

■ 券売機への誘導



■ 発券機の場合



- ・車いす使用者の膝が入るよう卓上に設置された発券機



- ・車いす使用者が使いやすい高さの発券機（番号札）

■ 自動販売機の場合

車いす使用者に配慮した自動販売機スペース
(前面の通路幅: 約 130cm)



車いす使用者が押しやすい高さに最上段の飲料のボタン

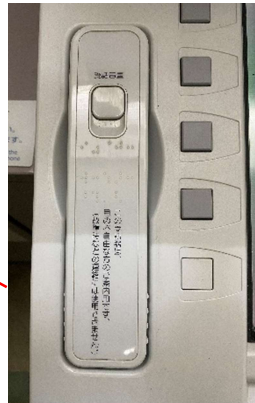
紙幣投入口、コイン投入口、おつり返却口はすべて床から 100cm 以内



■ATMの例



- ・車いす使用者が手すりを掴み、体を引き寄せて操作できるATM。ATMの上部照明はグレアカッターバーを採用



- ・視覚障害者の方のご案内用受話器（ハンドセット）



- ・車いす使用者が身体を引き寄せやすいよう、操作機の左右にハンドグリップを装備したATM